

若手教職員に人権学習をどのように伝えるか？ 「記憶の分有」という視点から

孫美幸（文教大学・教育総研「ゆたかな学び」としての学校づくり研究委員会委員）

ゲストスピーカーの20年を経て

筆者は、在日外国人や多文化共生社会をテーマにした人権学習のゲストスピーカーの依頼を受けるようになって20年が経つ。毎年中・高校生向けの講演依頼が多いが、一緒に同席している20代～30代前半の若手教職員の学習にもつながるような内容を自然と考えるようになってきた。

先日、ある学校の人権学習担当教員からお礼のメールを頂いた。「教職員にも大変好評で、若い先生たちと、講演の内容について話をしました。先生たちも、刺激を与えられたようで、楽しそうでした」とあったが、人権学習を若手教員に伝えていく際の難しさについても語られていた。

「人権教育というのは、係任せな部分があって、各校まちまちであると思います。若い先生にとっては、自分が学生のころに受けてきた人権学習のイメージしかありません。ほとんどやったことがない、覚えていない先生が、大半であるように思います」

教員も、ゲストスピーカーも、授業で話すことで消耗していくのではなく、出会いを通してお互いにエンパワーされるような学びの機会の創出がより一層求められることを実感している。

そこで、本稿ではすぐに使える表面的なスキルではなく、筆者が学びを創る際に支えとなっている視点やその背景について述べることで、教職員のみならず、みなさんへの具体的な実践への橋渡しができればと願う。

「記憶の分有」という視点

1990年代から2000年代にかけて、過去の戦争をふりかえり植民地主義をどのように捉えるかという議論が分野を越えて広くされていた。その中で、現代アラブ文学とパレスチナ問題を研究する岡真理から提起された言葉が「記憶を分有する」（岡2000）であった。パレスチナで起こっている暴力について発信し、同じ時期に証言が続いた従軍慰安婦のハルモニたちの言葉とも往還して、考察を深め

た際に出てきた言葉であった。戦争、虐殺、さまざまな差別等の暴力の中で経験した方の、その出来事に対する記憶や証言を「他者の呼びかけの声にその無能さと受動性において応答するものにほかならない」と述べた。つまり、他者の圧倒的な暴力や傷の経験を簡単に共有できる、理解できるとは言わず、謙虚な姿勢で受け止める「分有」という言葉で表したのであった。

世界的にも、日本社会の中でも、絶望感や焦燥感、無力感が蔓延する中で、2000年代からの議論、「記憶を分有する」学びを現代に呼び起こし、新たに創造するにはどのようにすればよいだろうか。それは、この20年間で十分にできなかった、「語り」からこぼれ落ちていくものに気づくことを丁寧に意識してみることはないだろうか。そこからさらなる「分有」の可能性に賭けられるのではないかと考える。

「証言を聴くということは、語られる言葉の意味ではなく、そうした沈黙や、呻吟や、身ぶりが語るすべてを受けとめることなのだと思う」（岡2000）と当時述べられたように、教員が学習指導案を作成する際には、あまり気にとめられないような言葉以外の身ぶりを丁寧に共にすることである。

当事者の「沈黙や、呻吟や、身ぶりが語るすべてを受けとめること」については、若松も水俣病裁判に関する短いコラムの中で同様に述べている。石牟礼道子の「もうひとつのこの世とは」（『綾蝶の記』、平凡社、2018年）という随想を取り上げ、裁判の際に企業側の弁護士が「『無過失』であることを強調した」時のことを次のように述べた（若松2023）。

「石牟礼はその一方で、『患者・家族たちの吐くことばは、通常にいう野次というより、呻きや短い絶叫のたぐいであった』と述べている。呻きや明瞭な意味を伴わない『絶叫』は記録に残らず、世の喧騒の中に消えていく。ある者たちは、そうした声にならない声を無化しようとさえする」

言葉や記録に残らない患者や家族たちの呻きや絶